

薬科学科 追加

P222 VII 授業科目の履修申請（追加補足事項）

・履修上の注意

1. 実験・実習科目について

実験・実習科目は、全て出席しなければならない。ただし、各実験・実習において5分の4以上出席した者には、単位の修得を認めることがある。

上位学年に配当されている必修科目、選択科目の履修は可能であるが、基本的には当該学年に配当されている科目を履修する。ただし、4年次配当の必修科目は4年次に履修すること。

留年者にあっては

- (1) 直上位学年に配当されている必修科目が履修できるのは、留年したその年度のみに限る（前年度以前に留年した学生が進級した場合、上位学年の必修科目を履修することは認めない。）
- (2) 履修可能な上位学年の必修科目数の上限は、原則として、半期3科目までとする。
- (3) 成績評価は、正規の学年と同時期かつ同条件にて行われる。ただし、この成績評価は、その年度の進級判定には反映されない。
- (4) 履修にあたっては、当該科目を担当する教員の許可を必要とする。
- (5) 履修希望者は、学科主任の許可を得て指定された期日に上位学年科目履修願を提出のうえ履修申請しなければならない。
- (6) 科目によっては履修できないことがある。

3. 履修科目の登録の上限

履修科目として登録できる単位数の上限は、1学年当たり、基本科目（講義・演習）、専門科目（講義・演習・実習）及び関連科目を合わせて49単位までとする。ただし、自由科目の単位は上限の49単位には含めない。留学を希望する学生については、上記に定められた単位数を超えて履修単位の登録を認める場合がある。